

日医発第 2108 号（介護）

令和 8 年 3 月 31 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公 印 省 略)

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について

今般、令和 8 年度診療報酬改定において、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 116 号）により、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の一部が改正され、令和 8 年 6 月 1 日から適用されることに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成 12 年 3 月 31 日付け老企第 59 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）が一部改正され、令和 8 年 6 月 1 日から適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

一部改正の内容としましては、介護老人保健施設における薬剤の費用について、医療保険からの給付となる薬剤が追加されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1486

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について
(令 8.3.27 老老発 0327 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び
通院（対診）について」の一部改正について
計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1486

令和 8 年 3 月 27 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3943)
FAX: 03-3595-4010

老老発 0327 第 1 号
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の
一部改正について

今般、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第116号）により、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）の一部が改正され、令和 8 年 6 月 1 日から適用されることに伴い、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成12年 3 月31日付け老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）について、別添のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとしたので、ご了知の上、貴管内の関係施設への周知をお願いしたい。

(別添)

○ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成 12 年 3 月 31 日老企第 59 号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
1～6 (略) 7 処方せんの取扱いについて (1) (略) (2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑪に掲げる場合及び診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第 4 節区分番号 30 に掲げる特定保険医療材料及び同節第 2 款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと。 ① (略) ② <u>免疫・アレルギー疾患の治療のために入所前から投与が継続されており、他の治療薬で代替不能な者に対して J A K 阻害薬又は生物学的製剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u> ③～⑤ (略) ⑥ <u>在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン、<u>ダルベポエチン</u>、<u>エポエチンベータ</u>、<u>タペゴル</u>又は H I F－P H 阻害剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u> ⑦ <u>血友病等の患者に対して使用する医薬品（血友病等の患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u> ⑧～⑪ (略)	1～6 (略) 7 処方せんの取扱いについて (1) (略) (2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑩に掲げる場合及び診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第 4 節区分番号 30 に掲げる特定保険医療材料及び同節第 2 款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと。 ① (略) (新設) ②～④ (略) ⑤ <u>在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又は<u>ダルベポエチン</u>の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u> ⑥ <u>血友病の患者に対して使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u> ⑦～⑩ (略)